

へれば、さもあることなれば、この大臣のさだめによりて、小松の帝○光は位につき給へるなり、  
 【天鏡宇多】この御門いまだ位につかせ給はざりけるとき、十一月廿よ日の程に、かものみやしろ  
 のへんに、たかつかひあそびありきけるに、かものみやうじんたくせんし給ひけるやう、此へん  
 に侍るおきなどもなり、はるはまつり多侍り、ふゆのいみじくつれくゝなるに、まつり給はらんと  
 申たまへば、そのときにかものみやうじんのおほせらるゝとおぼえさせ給ひて、おのれはち  
 からおよび候はず、おほやけに申させ給ふべき事にこそさふらふなれと申させ給へば、ちから  
 およばせ給ひぬべきなればこそ申せ、いたくきやうくゝなるふるまひなせさせ給ふぞ、さ申や  
 うありとて、ちかくなり侍るとて、かいつやうにうせ給ひぬ、いかなる事にかと心えずおぼし  
 めす程に、かく位につかせたまへりければ、りんじのまつりせさせたまへるぞかし、かもの明神  
 のたくせんしてまつりせさせ給へと申させ給ふ日、どりの日にて侍りければ、やがて霜月のは  
 てのどりの日、臨時の祭は侍るぞかし、

〔玉海〕壽永二年八月十四日丙午、入夜大藏卿泰經爲御使來先是有召依病中、余隔簾謁之、泰經云、踐

祚事、高倉院宮二人一人義範女腹五歲、一人信隆卿女腹四歲、之間思食煩之處、以外大事出來了、義仲今日申云、故三條

宮御息宮在北陸、義兵之勳功在彼宮御方、仍於立王事者不可有異議之由所存也云々、仍重以俊堯

僧正與義仲爲親睦之故、被仰子細云、我朝之習、以繼體守文爲先、高倉院宮兩人御坐、乍置其王胤、強被求孫王

之條、神慮難測、此條猶不可然云々、義仲重申云、於如此之大事者、源氏等雖不及執申、粗案事之理、法

皇御隱居之刻、高倉院恐權臣如無成敗、三條宮依至孝亡其身、不思食忘其孝哉、猶此事雖散其爵、但

此上事者、有勅定云々者、此事如何可計奏者、申云、於他朝議者不顧事之許否、每有讚詢、述思歎、至王

者之沙汰者、非人臣之最、昔法皇○後御宇之始、近衛上皇御事之後、以誰可爲主哉之由、鳥羽院被問

仰此法性寺入道相國、即奏以我君御事、從彼言踐祚了、彼時猶依恐冥鑒、兩三度不言是非、只請勅斷、